

社会保険における東日本大震災への主な対応

1. 厚生年金保険料等の納付期限の延長

- 東日本大震災によって被害を受けた以下の地域に所在地のある事業主の方の厚生年金保険料等の納期限を延長（3月24日付告示）し、毎月月末に行っていた保険料等の預金口座からの引き落としは、納期限が延長されている間は行わないこととした。

- ・青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県

※青森県及び茨城県については、7月29日を延長後の納期限とし告示（6月10日告示）。

※岩手県、宮城県及び福島県の一部地域（内陸部）については、9月30日を延長後の納期限とし告示（8月19日告示）。

※岩手県及び宮城県の一部地域（沿岸部（石巻市、東松山市、牡鹿郡女川町を除く。））については、12月15日を延長後の納期限とし告示（10月26日告示）。

2. 厚生年金保険料等の免除（「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に規定）

- 被災地域における事業所において、当該事業所の被保険者に対する賃金の支払いに著しい支障が生じている場合、厚生年金保険料等の免除ができるとした。

※震災により事業の全部又は一部が休業していること等により、概ね過半の被保険者について賃金が支払われていないか、標準報酬月額の下限に相当する賃金しか支払われていない場合に、保険料を免除することを可能とした。

※平成23年2月分から平成24年1月分保険料が対象となっており、免除の要件に該当する事業所であれば今後も申請が可能。

3. 厚生年金保険料等の納付の猶予

- 納期限を延長している地域以外の地域にある事業主の方や、納期限を延長している地域で、財産に相当な損失を受けたことにより延長後の納期限までに保険料を納付することが困難な事業主の方や家屋等の財産に被害を受けたために納期限を経過した保険料を納付することが困難な事業主の方は、申請に基づき、1年内に限り納付の猶予を受けることを可能とした。

（注1）納付の猶予が認められた場合、その期間は延滞金は課されない。

（注2）今回、納期限の指定を予定している地域については、納付の猶予措置を受けないまま保険料が平成24年4月2日までに納付されない場合、事業所に対して平成24年4月17日頃（予定）に督促状が送付されるが、最終的に4月27日（予定）の納付指定期限までに納付が行われた場合には延滞金が課されることとなる。